

児童手当法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和五年二月二十日

提出者

阿部	岡本	早稲田	山井
青柳	あき子	ゆき	和則
堀場	大西	青柳	菊田
幸子	健介	陽一郎	真紀子
中司	坂本	坂本	祐之
宏	宏	祐之	輔

安住 淳 織香 司慎 貴之 一精 公治 太郎 謙馬 源 藤佐 佐藤 德永 次末 野田 太田 森木 榆木 池畠 烟立 辻渡 有和 田川 本藤 遠浩 朗成 喜太 朗清 誠良 有一 朗賛成者

三高木橋 小野谷 一阿部 勇 渡辺 湯原 俊樹 森山 行創 本庄 史健 野間 中川 二史 末松 健春 横井 泰史 金子 泰子 小沢山 末松 周春 櫻井 泉阿部 健知子

青山 稲富 修二
大河原まさこ
鎌田さゆり
小山 重徳 展弘
和彦
吉谷 馬淵 馬場 中島 鈴木
川 田川 澄雄 克基 仁
庸介
元元 夫基 仁
映伸剛一郎 幸夫
夫幸
美馬奥赤市村浩正
延場下浩
映夫幸
幸夫幸

岬早金岩浅吉山牧原中田階後神大梅荒
坂村谷川田岡口谷鳴藤谷島谷井
麻龍良義統達義一一祐
紀敦那平治彦丸夫博馬要猛一裕敦守優

守島 藤田 沢田 井上 浦野 伴人 堤原 篠原 神津 逢坂
島 文 正良 武人 靖孝 英孝 一仁 豊四郎 たけし 直人
吉田 はる 一生 仁豊 中村 喜四郎 かなめ 豪誠 二
山岸 原 仁豊 伴人 野 喜四郎 かなめ 豪誠 二
松原 はる 一生 仁豊 中村 喜四郎 かなめ 豪誠 二
伴人 はる 一生 仁豊 中村 喜四郎 かなめ 豪誠 二

井坂 信彦
おおつき紅葉
岡田 克也
山藤 杉 漆 伊
米 山 道 福 長 手 篠 近 城
本 卷 本 間 東 崎 下 田 妻 塚 原 藤 井
剛 健 和 讓 信 隆 大 昭 仁 孝 和 也
正 太 已 司 久 一 誠 樹 夫 昭 雄 孝 崇

児童手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 児童手当の所得制限の撤廃等

一 児童手当の所得制限の撤廃

児童手当の所得制限を撤廃すること。 (第五条関係)

二 特例給付の撤廃

一に伴い、特例給付を撤廃すること。 (附則第二条関係)

第二 施行期日等

一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。

(改正法附則第一条第一項関係)

2 この法律による改正後の児童手当法の規定は、令和五年二月一日から適用すること。 (改正法附則第一条第二項関係)

二 経過措置

1 令和五年一月以前の月分の児童手当及び特例給付については、なお従前の例によること。 (改正法附則第二条関係)

2 令和五年二月以後の月分の児童手当を所得制限の対象であった者に対して支給するため、必要な経過措置を定めること。

(改正法附則第三条及び第四条関係)

3 1及び2のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。 (改正法附則第五条及び第六条関係)

三 検討

1 政府は、この法律による改正の趣旨を踏まえ、社会全体で児童の成長を支援する社会を実現する観点から、次に掲げる制度その他の児童の福祉増進のための制度における所得による支給等の制限の撤廃等について包括的に検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

- (1) 児童扶養手当
- (2) 特別児童扶養手当その他の障害のある児童の福祉の増進を図るための給付

(改正法附則第七条第一項関係)

- 2 政府は、この法律による改正の趣旨を踏まえ、全ての児童について教育の機会均等を保障する観点から、高等学校等における授業料等の無償化その他の教育に係る経済的負担の軽減に関する制度における所得による支給等の制限の撤廃等について包括的に検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

(改正法附則第七条第二項関係)

四 関係法律の整備等

- 1 関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

(改正法附則第八条から第十二条まで関係)

- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

児童手当法の一部を改正する法律案

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しつして「（支給要件）」を付し、同条第一項第一号イ中「及び附則第二条第二項」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第十八条第六項中「間（第二十六条第一項又は第二項）」を「間（第二十六条第一項）」に、「際（第二十六条第一項又は第二項）」を「際（同項）」に改める。

第二十六条第一項中「一般受給資格者」を「受給資格者」に改め、「前年の所得の状況及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十八条中「銀行、信託会社その他の機関若しくは」を削る。

附則第二条及び第三条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の児童手当法（附則第三条及び第四条において「新法」という。）の規定は、令和五年二月一日から適用する。

（令和五年一月以前の月分の児童手当及び特例給付に関する経過措置）

第二条 令和五年一月以前の月分のこの法律による改正前の児童手当法（以下「旧法」という。）による児童手当及び旧法附則第二条第一項の給付（次条及び附則第四条において「特例給付」という。）については、なお従前の例による。

（令和五年二月以後の月分の児童手当及び特例給付に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前に旧法附則第二条第四項において準用する旧法第七条第一項（旧法附則第二条第四項において準用する旧法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた者については、新法第七条第一項（新法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による認定を受けた者とみなして、令和五年二月以後の月分の児童手当を支給

する。

2 前項に定めるもののほか、旧法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした令和五年二月以後の月分の特例給付に係る処分、手続その他の行為は、新法（これに基づく命令を含む。）の相当の規定によつてした当該月分の児童手当に係る処分、手續その他の行為とみなす。

（特例給付が支給されなかつた者に対する児童手当の支給及び額の改定に関する経過措置）

第四条 次の各号に掲げる者であつて、令和五年五月三十一日までの間に新法第七条第一項の規定による認定の請求をしたものに対する児童手当の支給は、新法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 令和五年二月一日において新法第四条に規定する要件に該当している者であつて、前々年の所得が旧法附則第二条第一項に規定する政令で定める額以上であることにより特例給付が支給されなかつた者

同月

二 令和五年二月一日以後この法律の施行の日までの期間（次項において「経過期間」という。）に新法第四条に規定する要件に該当するに至つた者であつて、前々年の所得が旧法附則第一条第一項に規定す

る政令で定める額以上であることにより特例給付が支給されなかつた者　その者が新法第四条に規定する要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

2 前項に規定する請求をした者について経過期間に児童手当の額が増額する事由が生じた場合に、その者が令和五年五月三十一日までの間に新法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、当該事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律による改正の趣旨を踏まえ、社会全体で児童の成長を支援する社会を実現する観

点から、次に掲げる制度その他の児童の福祉増進のための制度における所得による支給等の制限の撤廃等について包括的に検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

一 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当

二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当その他の障害のある児童の福祉の増進を図るための給付

2 政府は、この法律による改正の趣旨を踏まえ、全ての児童について教育の機会均等を保障する観点から、高等学校等における授業料等の無償化その他の教育に係る経済的負担の軽減に関する制度における所得による支給等の制限の撤廃等について包括的に検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の項中「第二十二条まで（これらの規定を附則第二条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二条の二」を「第二十二条の二まで」に改め、「（附

則第二条第四項において準用する場合を含む。」」を削る。

(生活保護法の一部改正)

第九条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項第二号中「又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付」を削る。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」、「（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」、「又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）」及び「又は特例給付」を削り、「同法第七条第一項」を「同項」に改める。

別表第十三号中「又は特例給付」を削る。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第十一條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第

二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十六の項中「又は特例給付（同法附則第一条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第二の二十六の項中「若しくは特例給付」を削り、同表の七十四の項及び七十五の項中「又は特例給付」を削る。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第十二条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十
八号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二号中「及び附則第二条第八項」を削る。

理 由

児童の養育に係る経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、父母等の所得による児童手当の支給の制限を撤廃する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約千億円の見込みである。

◎児童手当法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（支給要件）

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）
を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該
支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後
見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、
日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、
主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ
る児童（施設入所等児童を除く。以下この章において「中學
校修了前の児童」という。）

ロ [略]

2~4 [略]

現 行

（支給要件）

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）
を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該
支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後
見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、
日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、
主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ
る児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条
第二項において「中学校修了前の児童」という。）

ロ [略]

2~4 [略]

第五条 削除

第五条 児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第
一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の前年の所得
(一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得
とする。)が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に

規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年十二月三十日において生計を維持したもの有無及び數に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

（児童手当に要する費用の負担）

第十八条　【略】

2 ～ 5　【略】

（児童手当に要する費用の負担）

第十八条　【略】

2 ～ 5　【略】

6 第一項から第三項までの規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）は、当該認定の請求をした際（同項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

6 第一項から第三項までの規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）は、当該認定の請求をした際（第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けてい
る受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めると
ころにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者
又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

〔削る〕

2| 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところに
より、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第
十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする
者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める事項を届け出、
かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

(資料の提供等)

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要
があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しく
は資料の提供を求め、又は受給資格者の雇用主その他の関係者に

(届出)

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けてい
る受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めると
ころにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年
の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出な
ければならない。

2| 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等
受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところ
により、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又
は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3| 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところに
より、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長
(第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定をする
者を含む。以下同じ。)に対し、内閣府令で定める事項を届け
出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

(資料の提供等)

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要
があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しく
は資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは

対し、必要な事項の報告を求めることができる。

受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和四十六年七月一日から、附則第三条第一項及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。

(特例給付)

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和四十六年七月一日から、附則第三条第一項及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。

[削る]

第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2) 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に第四項において準用する第七条第一項又は第三項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。

3)

第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいづれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。

4) 第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二条まで（第十八条第一項、第二項及び第六項を除く。）、第二十三条から第二十九条まで（第二十六条第二項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者（被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。）」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児

童手当の額に係る部分に限る。)についてはその三分の一に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第四項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用についてはその三分の一に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。)の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 | 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)その他の政令で定める法律の規定を適用する。

6 | 第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二条の二」とあるのは「第二十二条」と、「第二十九条」とあるのは「第二十九条(これらの規定を附則第二条第四項において準用する場合を含む。)」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項(附則第二条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

7 | 第一項から第五項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他同項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 | 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者

は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、
刑法に正条があるときは、刑法による。

〔削る〕

(支給要件に関する暫定措置)

第三条 平成二十四年四月分及び同年五月分の児童手当について
は、第五条の規定は、適用しない。

改正案

(傍線部分は改正部分)

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
〔略〕	〔略〕

児童手当法
(昭和四十年法律第六号)
この法律(第二十条から第二十二条の二まで及び第二十九条を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第七十三号)

一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
〔略〕	〔略〕

児童手当法
(昭和四十年法律第六号)
この法律(第二十条から第二十二条まで(これらとの規定を附則第二条第四項において準用する場合を含む。)、第二十二条の二及び第二十九条(附則第二条第四項において準用する場合を含む。))

の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七条第一項(附則第二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が処理することとされ、ては読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)

法律	事務
〔略〕	〔略〕

法律	事務
〔略〕	〔略〕

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（附則第九条関係）

改 正 案

(傍線部分は改正部分)

別表第一（第二十九条関係）

現 行

〔略〕

三 市町村長

次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの

一 〔略〕

二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十
三号）による児童手当の支給に関する情
報

〔略〕

三・四 〔略〕

別表第一（第二十九条関係）

現 行

〔略〕

三 市町村長

次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの

一 〔略〕

二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十
三号）による児童手当又は同法附則第二
条第一項に規定する特例給付の支給に関
する情報

〔略〕

三・四 〔略〕

改 正 案

（傍線部分は改正部分）

（児童手当に関する経過措置）

第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項の規定による認定を受けているもの（同法第十条の規定により児童手当の額の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十二条の規定により児童手当の支払を一時差し止められている者を除く。）が、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において児童手当の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかわらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（児童手当に関する経過措置）

第六十三条 第五十九条の規定により移行型地方独立行政法人の職員となつた者であつて、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日において設立団体の長又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているもの（同法第十条（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により児童手当の全部又は一部を支給されていない者及び同法第十二条の規定による認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当の支払（以下この条及び別表第十三号において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、当該移行型地方独立行政法人の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。同表第二十号において同じ。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第

二項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、当該移行型地方独立行政法人の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

別表（第二十一条関係）

一～十二　〔略〕

十三　児童手当法による児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十四～二十四　〔略〕

別表（第二十一条関係）

一～十二　〔略〕

十三　児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十四～二十四　〔略〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第十一条関係）

(傍線部分は改正部分)

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

		別表第一（第九条関係）				現 行		
		〔略〕				〔略〕		
事等	道府県知	五十六 市町村長（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの					
		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
別表第二（第十九条、第二十一条関係）		情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報			
二十六 都	市町村長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕			
道府県知	による保護	生活保護法	〔略〕	〔略〕	〔略〕			
事等	の決定及び	実施又は徵	収金の徵収	〔略〕	〔略〕			
	養育医療	母子保健法による	養育医療による					

					に 関 する 事 務 であ つて 主務省令で 定めるもの
項目の表の 事務であつ る	当法第十 七条第一 項の表の 事務であつ る	（児童手 当法第十 七条第一 項の表の 事務であつ る）	市 長 （児童手 当法第十 七条第一 項の表の 事務であつ る）	〔略〕	〔略〕
事務であつ る	例給付の支 給に関する事 務であつ	手当又は特 別手当による児童 手当法	〔略〕	〔略〕	要する費用の支給 に関する情報、児 童手当法による児 童手当若しくは特 別給付の支給に関 する情報（以下「児 童手当関係情報」 という。）、介護保 険給付等関係情報 又は障害者自立支 援給付関係情報で あつて主務省令で 定めるもの
			〔略〕	〔略〕	〔略〕

			下欄に掲 げる者を 含む。)
[略]	[略]	七十五 市 町村長	定めるもの
[略]	[略]	児童手当法 による児童 手当の支給 に関する事 務であつて 主務省令で 定めるもの	児童手当法 による児童 手当の支給 に関する事 務であつて 主務省令で 定めるもの
[略]	[略]	厚生労働大 臣若しくは 日本年金機 構又は共済 組合等	厚生労働大 臣若しくは 日本年金機 構又は共済 組合等
[略]	[略]	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの

〔略〕	七十五市 町村長	下欄に掲 げる者を 含む。)	で定めるも の	て主務省令
〔略〕	児童手当法 による児童 手当又は特 例給付の支 給に関するも 事務であつ て主務省令 で定めるも の	厚生労働大 臣若しくは 日本年金機 構又は共済 組合等	年金給付関係情報 であつて主務省令 で定めるもの	
〔略〕				
〔略〕				

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（災害救助法等の一部改正）	（災害救助法等の一部改正）
第八十条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一 「略」	第八十条 次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 一 「略」
二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条 三〇十六 「略」	二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条及び <u>附則第二条第八項</u> 三〇十六 「略」

児童手当所得制限撤廃法案メモ

5月末までに議員立法が成立したら、今年2月から5月分まで4ヶ月分が、6月に支給されます。

図のように、児童手当の所得制限撤廃法案により支給が増えるのは、165万人の児童、104万世帯です。
(令和2年度の特例給付の実績)

所得制限撤廃の総費用額は1533億円、対象児童数165万人なので、 $1533\text{億円}/165\text{万人} = \text{年平均}9.3\text{万円}$ 。これを0歳から15歳後最初の3月末まで支給すると、 $9.3\text{万円} \times 15.5\text{年} = 144\text{万円}$ となります。

所得制限撤廃法が成立した場合の手当月額は次のようになります。

●現在、特例給付5千円をもらっている場合(おおよそ年収960万円以上～1200万円未満)

- ・0～3歳未満: 5千円⇒1万5千円(+1万円)
- ・3歳～小学生(第1・2子): 5千円⇒1万円(+5千円)
- ・3歳～小学生(第3子以降): 5千円⇒1万5千円(+1万円)
- ・中学生: 5千円⇒1万円(+5千円)

●現在、特例給付ももらえていない場合(おおよそ年収1200万円以上)

- ・0～3歳未満: 0円⇒1万5千円(+1万5千円)
- ・3歳～小学生(第1・2子): 0円⇒1万円(+1万円)
- ・3歳～小学生(第3子以降): 0円⇒1万5千円(+1万5千円)
- ・中学生: 0円⇒1万円(+1万円)

以上

児童手当全体に占める特例給付の割合の推移

区分		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H 28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R 2年度	合計
支給対象児童数	合 計(人)	17,745,155	17,560,865	17,347,441	17,203,630	16,990,115	16,784,489	16,604,951	16,373,429	16,114,845	152,724,920
	うち児童手当(人)	16,471,666	16,303,896	16,075,863	15,833,222	15,556,127	15,305,520	15,075,248	14,767,076	14,463,334	139,851,952
	うち特例給付(人)	1,273,489	1,256,969	1,271,578	1,370,408	1,433,988	1,478,969	1,529,703	1,606,353	1,651,511	12,872,968
	特例給付の割合	7.2%	7.2%	7.3%	8.0%	8.4%	8.8%	9.2%	9.8%	10.2%	8.4%
受給者数	合 計(人)	10,725,694	10,627,625	10,518,803	10,425,604	10,306,468	10,175,960	10,041,286	9,898,267	9,754,255	92,473,962
	うち児童手当(人)	9,920,587	9,828,350	9,708,432	9,554,152	9,392,377	9,233,139	9,074,097	8,884,223	8,710,868	84,306,225
	うち特例給付(人)	805,107	799,275	810,371	871,452	914,091	942,821	967,189	1,014,044	1,043,387	8,167,737
	特例給付の割合	7.5%	7.5%	7.7%	8.4%	8.9%	9.3%	9.6%	10.2%	10.7%	8.8%

(注1)「支給対象児童数」及び「受給者数」は、各年度2月末現在の数である。

(注2)施設等受給資格者の数は考慮していない。